

平成十七年六月十三日(月曜日)

午後一時二十九分開会

本日の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

沖繩及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

(日口外相会談に関する件)

(普天間飛行場代替施設に関する件)

(小泉総理訪口の目的と成果に関する件)

(我が国の北方領土返還交渉に関する件)

(今後の対ロシア外交の進め方に関する件)

(日口サケ・マス民間交渉に関する件)

(ビザなし交流の目的に関する件)

(元島民の権益の保護に関する件)

(東シベリアにおけるパイプラインプロジェクトに関する件)

(米国におけるジュゴンの保護訴訟に関する件)

紙智子書 日本共産党の紙智子でございます。

最近、ロシア側の様々な意見が新聞紙上で報道されており、六月三日日口シヤ外務省がサハリンの議員からの書簡を受け、声明を発表しています。その中で、平和条

約締結をめぐるロシアと日本の対話はロシアの領土割譲を意味するものではないとあるいは北方領土返還は不可能と、こういう見解を示しているんですけれども、これは今までのロシア政府の見解に照らしても違つたんじゃないかというふうに思っていますが、まず外務省の認識をお聞きしたいと思います。

政府参考人(小松一郎書) 今の御質問にございましてロシア外務省の報道官、これはヤコベンコという報道官が六月二日に声明を出したということが報じられております。

これは今委員もおっしゃいましたように、元々は、サハリン州、これは行政区画として北方四島がこのサハリン州に所属してありますので非常に強硬な立場を取っているわけでございますけれども、その議員グループからラブロフ外務大臣、これが日本へ参ります前に、公開書簡というように形でソビエツカヤ・ロシア新聞というのにまず掲載をされたというふうに承知をしております。

その内容は、基本的に、ラブロフ外務大臣が日本へ行って彼らの立場から申しますと、このロシアの領土を日本に譲り渡すんじゃないかと、外務省の、ロシア外務省の態度が立場というものが非常に弱腰ではないかと、こういうような内容でございます。

それ、このヤコベンコ報道局長の声明で、これはこれに反論をしているという形でございますので、ただ、今先生がおっしゃいま

した幾つかの表現が北方領土の引渡しが可能というような表現があったというふうには少なくとも私、手元に持っております資料には書いてございまして、むしろ、例えば若干御紹介をさせていただきますと……

紙智子書 短めに。

政府参考人(小松一郎書)

このロシア外務省が背信行為をしていると、ロシアの領土を保全を擁護しないと、しようとしていないという消極的受け身の立場を取っていると非難されているけれども、そういうことはないとか、領土問題につきましては、むしろ日本側がロシアの主張をしている国境線を合意していないので、この問題が存在をしていると、問題が存在していないふりをすることは頭を砂に隠すことを意味し、これはロシア外交にふさわしくない、日本の領土問題に関する見解に対して高圧的で敵対的な立場でもって反応することも解決の出口とはならないと、短くということでございますのでこれくらいにしておきますけれども、ということでも、そもそもサハリン側から非常にそういう批判を受けて、それに対する返事であるというところも動案する必要があると思えますし、今言ったようなことも書いておりますので、必ずしも御指摘のように今までよりも強硬になつたとかいようなことではないのではないかと、こういう感じを持っております。

紙智子書 ロシア政府自身が出している口

シヤ対外政策概念というのがありますけれども、そこに述べていることに照らしても、そこで言っているのは、現在の交渉メカニズムの枠内において西国間の国際的に承認された国境線形成の互いに受け入れられる解決策の探求を続けていくというふうに言っていますから、つまり国境は未画定だから双方が納得できる解決策を探求していくということなわけですね。

そういうことから見ても、やっぱり非常に強硬的な意見というふうに出された意見がですね、思っています。これにきちんとやはり反論もして、日本の立場で論争もしていく必要もあるというふうに思っていますけれども、そこで大臣に、こつしたことに對してどのようこの日本の立場を説明し、交渉していくおつもりなんでしょうか。

國務大臣(町村信孝書) 今局長からお話

したとおり、そのロシアのサハリン州ですか、の議員とロシア外務省とのある種のやり取りですね、それは、彼らは国内的にいろんな議論もあるんだろうと思えますけれども、その一つ一つの意見について、これは日本はこう考える、日本はこう考えるというのをやるのも一つの方法がもしもありませんけれども国内的な一々のやり取りについてそれぞれにまたコメントをするというところはいかがなものかなと、こう思います。

今、基本的に日口間で話合いが継続をして

いるわけであり、日本固有の領土である四島の帰属問題を解決して平和条約を早く締結するという基本方針があつて、そして口問の話合いが行われているわけでございますから、そこをどう言つた、あそこであつたといふことについて一々反応をする必要もないのではないかと、私は考えております。

紙幣子書 今、日本の外務省の認識としてヤコベンコ報道官が、言わば反論的な話もされていたんですけれども、ちょっと違つかなといふふうに思つて聞いています。

その同じ外務省の声明で、ヤコベンコ報道官は、報道局長ですかね、こつこつこつこつも言つていますよ、戦後処理の結果としてすべてのクリル諸島がロシアの領土であるとするロシアの外務省の立場はよく知られていると。さらさら、三日、これタス通信ですけれども、ロシニコフ駐日大使が、北方領土は侵略者である日本が戦争に敗れた結果取り上げられたもので、ヤルタ協定によつて国際的な合意があるといふふうに述べていると、これ双方とも戦後処理でヤルタ協定による千島引渡しを正当化している話だと思つたんです。

私は、これはやはり戦後の領土不拡大の原則に照らしても間違つていふといふふうに思つたんですが、実際にこの連合国で領土を拡張した国はないわけで、このロシア側の認識に対して外務省はどのように思われますか。

政府参考人(小松二郎書) ヤルタ協定でございますが、これはヤルタ会談の結果結ば

れたこのいわゆるヤルタ協定、これは当時の連合国でござりましたこの主要連合国米英ソの首脳が、その戦争、これは終結直前でございますけれども、その共通の目標を陳述した文書にすぎないと、その当事国でない我が国は何ら拘束されるものではないといふ基本的な立場、日本の立場でございまして、これは今までのこの外相会談におきましても必要に応じ要次指摘をしておりますでございまして、このヤルタ協定、蛇足でございましてけれども、先般の六十周年、第二次大戦終結六十周年の記念行事に際しましてブッシュ大統領、これは歴史的に大きな間違いであつたといふような発言をされたといふこともございまして、日本のみならずヨーロッパにおいても歴史的な評価といふものについては相当な意見の隔たりといふものを内包しているといふふうに考えてございまして。

紙幣子書 町村大臣は一々それに反論する必要もないよつなことを言われたんですけれども、今ロシアが戦後処理の問題をめぐつては自らの正当性を主張してきていふといふまあ駐日大使自身もさつき紹介したよつなことを言つていられるわけです。

そついつときだからこそ、当時領土不拡大といふ連合国の戦後処理の原則を言わば乱暴に踏みつけた形で、一方的に歯舞、色丹、そしてこの千島列島を併合した誤りについてそれを正す立場に立つたやつぱり論争が必要ではないかと、私はそついつこつこつと思つたんですけれども、大臣、これからの交渉でその点で

うですか。

閣僚大臣(町村博書) そのことを一切もつロシアと論争しないと言つていられるわけはもとよりございせん。正にそのことをめぐつて議論をしているわけでありまして、紙委員の御指摘はそついつこつこつ意味では私も基本的に同じ立場でいられると、こつこつ思つております。

ヤルタ会談の位置付けといふことについては、先ほど局長が申し上げたとおり、これはこれで日本がその中に入つていたわけでもないし、拘束もされないといふことは、これも既に累次いろいろな場所で述べているわけでありまして、したがつて、ロシア側が幾らそれを言つても、それによつて日本が何か拘束をされたり、日本側の意見が制限をされるといふことは全くないといふボジションで臨んでいられるとございまして、その点は今までも口問の領土交渉の中で議論が行われておりますし、今後またそついつこつこつが議論になれば、当然そこはあなたと意見が違つていふことで、当然議論になるポイントの一つであるかと思つておりまして、そついつこつこつで紙委員の御指摘は私もよく理解できるところでございまして。

紙幣子書 それで、やはり日本は領土交渉においてこのサンフランシスコ条約で千島を放棄したと、これは事実なわけで、それが日本にとつては弱点でもあると思つたんです。しかし、このヤルタ会談での不当な秘密協定の取決め、今町村大臣もおっしゃつたとおり、

やはり日本はあつかり知らないところで勝手に決めて、それをそのままサンフランシスコ条約に持ち込んだといふこと自体がやつぱり誤りだといふふうに思つたんです。

今までは日本はこの北方四島について、放棄した千島に入つていないと、だから返還してほしいといふことで主張してきたと思つたんです。しかし、この議論が、先ほどもちよつといふから四島といふ話がありましたけれども、この議論が果たして国際社会の中で通用するのだろうかといふふうにも思つたんです。

やつぱりこの放棄した条項といふのはそもそも領土不拡大の原則からして正しくない、だからこの正しくないものを不動の前提にするのではなくて、元々平和的に画定していたこの領土を戦後処理として奪つていふこと自体の不当性をもつと堂々と主張するといふことを検討すべきではないかといふふうにも思つたんですが、いかがでしょうか、大臣。

政府参考人(小松二郎書) 今の御質問が千島列島とこの四島の返還について、御質問の趣旨、私、正確に理解したかどうか分かりませんが、私も、私も、日本政府は一貫いたしまして、サンフランシスコ平和条約第二条(c)により千島列島は放棄しておりまして、こつこつこつこつ、この千島列島の返還を求めるところはできない、その考えはないといふことを言つていられるわけでございますが、一方におきまして、千島列島はそもそも歴史的に一度も他国の領土、我が国以外に所屬をしたこ

とがないということが一つございまして、それからさらに、一八五五年の日露通好条約のときに、その自然に成立していた国境は択捉島と得撫島であったと、更に加えて、一八七五年の日本とロシアの間の樺太千島交換条約で、我が国がロシアから南樺太の代替をいたしまして譲り受けた諸島、これが千島列島として得撫島から以北の十八島、これ名前をすべて列記をして千島列島としている。この千島列島というものが、したがってサンフランシスコ条約で放棄した千島列島ではないという点、一貫してそういう立場でございまして、四島につきましては、当然のことながらサンフランシスコ平和条約で放棄したと、千島列島に入っていないわけでございますから、一貫をしてこの返還を求めているという点でございまして。

紙幣子書 言いたいことは、要するに今の時点で、相手国、まあロシア側が言わばこの戦後処理をめぐって自分たちの国のやっていると、これは正当なんだという点を言ってきたときに、ただ、やっぱり間違えた、そもそも不当な占領という形ではなかった、そういう上から立つて、そこから超えない形で、もう放棄してしまつたものはしようがないということではなくて、やっぱりそもそも、その前提となつていた条約自身が不当なものだつたんじゃないかという点を主張していくということが大事なんじゃないか。その不動の前提にしないということはそういう意味なんですけれども、そのところを私はより強く

言いたいわけです。

それで、条約であれ、その一部であれ、国際的に正義に反する条約というのは未来永劫変えちゃいけないということではないわけですから、やっぱりその国の国民の意思で是正する権利もあるということでは、国際法の上でも、国際法の上でもそれは認められていくわけですから、そこやはり根本問題を今やっていく必要があるんじゃないかということとを言いたいわけです。

委員長(木俣伴吉) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

紙幣子書 ちょっと、最後一つだけなんですけれども、それらをめぐつても、ちょっと大臣の、町村大臣の最近の発言の真意を確認をしたいんですけれども、五月二十七日の記者会見で、先ほども出ていましたけれども懸け橋の話と、それから五月十八日の日経新聞のインタビューで、領土交渉については両方が納得し得るといふことは双方がどっかで譲歩することだと、どちらも譲歩しない合意はあり得ないといふようなことを述べておられるんですけれども、これはロシアに対して譲歩を示唆するといふふうに受け止められるんじゃないかといふ心配を思つたわけなんですけれども、そうじゃないかといふことで理解をしたいと思つているんですけれども、いかがでしょうか。

委員長(木俣伴吉) 簡潔に、じゃ、外務大臣、お願いします。

外務大臣(町村信孝) 誤解を生じたよ

うな表現だったとすれば、これは大変遺憾なことでございまして、何も日本が一方的に譲りますといふことを言つたわけでもございませぬ。我が方の主張の根拠といふものは累次明確に述べているとおりでございまして、その点については、何か足して二で割つたり、足して三で割つたりするようないふことをもじ意味するように取られたとしたら、それは私の本意ではないといふことを明確に申し上げて、日本には主張する明確な根拠があるんだといふことで御理解を賜ればと思います。

委員長(木俣伴吉) 大田昌秀君。

政府参考人(小松一郎) ちょっと、訂正、訂正だけ。

委員長(木俣伴吉) じゃ、一言だけ。
政府参考人(小松一郎) 先ほどちょっと大変失礼いたしました。私の答弁の中で、北方四島についてはサンフランシスコ平和条約二条(c)に言う千島列島に含まれておりませんと言つたところを、千島列島について、この北方四島と言つべきところを千島列島と言ひ間違えましたので、そこを訂正させていただきます。申し訳ございません。